

大分県からのお知らせ

～従業員の就職・退職又は従業員の被扶養者に異動があった場合の
国民健康保険等の手続き等に関するご協力のお願い～

事業主の皆様へ

次の場合は、本人（国民健康保険は世帯主）が住所地の市役所・町村役場に
届け出る必要がありますので、連絡票の作成についてご協力をお願いします。

- ◆従業員が就職して国民健康保険の資格を喪失した場合
- ◆従業員が退職して新たに国民健康保険に加入する場合
- ◆従業員のご家族が扶養に入り国民健康保険の資格を喪失した場合
- ◆従業員のご家族が扶養から外れて国民健康保険に加入する場合 等



下記の書類をお渡しのうえ 14 日以内に手続きするようお伝えください。

（様式 1）【国民健康保険・国民年金の手続等について】被保険者の皆様へ

（様式 2）【市役所・町村役場 国民健康保険・国民年金担当課 提出用】

（健康保険・厚生年金保険 資格等取得（喪失）連絡票）（様式 2）

→様式2は記載例を参考に事業主において作成をお願いします。

◎様式は、大分県庁のホームページ（<http://www.pref.oita.jp/soshiki/12240/gaiyou-tetuduki.html>）
からもダウンロードできます。

◎任意継続保険制度についてもご説明をお願い致します。

※連絡表の作成について、ご質問等がございましたら、従業員の方のお住まい

の市町村役場の国民健康保険・国民年金担当課まで、お問い合わせください。

（電話番号は（様式 1）大分県からのお知らせ「被保険者の皆様へ」に記載しています。）

大分県社会保険協会へお問い合わせいただくことのないよう、お願いいた
します。

大分県内各市町村 国民健康保険・国民年金担当課
大分県福祉保健部 県民健康増進課